



# 東京貨物運送健康保険組合 インフルエンザ予防接種費用を 一部補助しております。

## ●東京貨物運送健康保険組合●

**対象者** 被保険者及び被扶養者 ※接種日当日に当組合の資格がある方

**補助金額** 1人当たり 上限2,000円  
(請求は年1回、2回接種法は合算しての請求ができます)

※2,000円に満たない場合は実費分となります

他の制度(自治体等)の補助と併用することができます。

健保組合への申請が必要ない便利な東振協契約医療機関での接種をお勧めします。

**【東振協が契約する医療機関で接種すると、補助金の窓口精算ができるため、補助金の請求が不要となります。】**

加入者の皆様や、事業所担当者様の事務負担を軽減できる事業となっておりますので、ぜひご利用ください。ただし、2回接種することが推奨されている方は東振協インフルエンザ予防接種のご利用できませんので、当組合へ請求してください。

## ご注意ください！

**東振協の契約医療機関で「インフルエンザ予防接種利用券」を使用した場合、当組合へ補助金請求はできません。**

東振協の「インフルエンザ予防接種利用券」を使用して接種を受けた方は、医療機関窓口で当組合の補助額2,000円がすでに差し引かれています。

重複支給が判明した場合、補助額を返還していただくこととなります。

\*東振協：一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会  
東京都内に所在する総合健康保険組合の保健施設事業の普及・啓蒙を目的として設立された法人団体です。



# 接種方法早見表

次の接種方法のうち、いずれか1つを選択し接種を受けてください。

	東振協			東京貨物運送健康保険組合	
	集合予防接種	院内予防接種	出張予防接種	補助金	
接種方法	<p>個人や家族単位で接種を受ける方や、補助金請求の手間を省きたい方におススメ</p> <p>公民館等の決められた日時・場所で接種</p> 		<p>東振協が契約する医療機関で接種</p> 	<p>従業員の予防接種を一括で実施したい事業所におススメ!!</p> <p>事業所に東振協の医療機関が出張し、集団接種</p> 	<p>東振協契約医療機関以外をご利用される方はこちら</p> 
支払方法	接種日当日に医療機関の窓口で支払い		社員分をまとめて支払い	全額立替払いし、後日健保組合へ請求	
接種期間	11月～12月	10月～翌年1月		10月～翌年1月	
接種料金	最大3,960円（会場・医療機関ごとに予防接種料金が異なります。） 例）3,960円（接種料金）－2,000円（補助額）＝1,960円（窓口支払額）			医療機関ごとに異なる	
利用方法	<p>①東振協ホームページの東振協契約医療機関の一覧から希望する医療機関または会場を選び、電話予約。</p> <p>②東振協ホームページの利用券発行申込ページに必要事項を入力し、「インフルエンザ予防接種利用券」を印刷</p> <p>③接種日当日、医療機関へ「インフルエンザ予防接種利用券」・「保険証」を持参し、補助金額（2,000円）が差し引かれた額を医療機関窓口で支払う ※東振協契約医療機関、集合接種会場は東振協ホームページでご確認ください。 <a href="https://www.toshinkyu.or.jp/influenza.html">https://www.toshinkyu.or.jp/influenza.html</a> ※出張予防接種の申込は、事業所担当者の方が取りまとめて手続きを行う必要があります。</p>			<p>申請書の受診者名簿は必ず記載し、領収明細書（接種者名・インフルエンザと明記されたもの、ない場合は支給対象外となります）のコピーを添付のうえ、事業所単位（振込先は事業所口座に限る）でとりまとめ提出してください。任意継続被保険者の方は個人での申請となります。 ※申請書はホームページよりダウンロードできます。 <a href="http://tokakenpo.or.jp">http://tokakenpo.or.jp</a></p>	